

休止中の介護保険指定事業者における指定更新について

指定の更新を受けるためには、指定基準等を遵守して適正なサービス提供を行える状況にあることが必要です。このため、休止中の事業所については、まず、指定基準等を満たした上で事業の再開の手続きを行う必要がありますので、下記のとおり適切に手続きを行ってください。

1. 休止中の事業所の指定更新手続きについて

1-1 再開届の提出について

- 指定基準（人員基準、設備基準）等を満たし、当該事業所で適正な介護保険事業を運営できる状態になった時点で、当課までご一報いただき、速やかに再開届を提出してください。ただし、指定の有効期間満了日までに事業を再開する場合に限ります。
- 再開届の提出は、原則として電子申請となります。電子申請届出システムから届出してください。
- 再開届に必要な書類は、本市ホームページ（ページ番号：1762）に掲載している「廃止・休止・再開届に係る提出書類一覧」をご確認ください。

1-2 指定更新申請書の提出について

- 上記1により再開届を提出後、指定基準等を満たしたことを前提に更新申請手続きを行うことになります。*指定基準等を満たしていないければ指定の更新を受けられません。

2. 事業所の廃止手続きについて

- 事業再開の見込みがないなどにより事業が継続できない場合には、当課までご一報いただき、速やかに廃止届を提出してください。
- 廃止届の提出は、原則として電子申請となります。電子申請届出システムから届出してください。
- 廃止届に必要な書類は、本市ホームページ（ページ番号：1762）に掲載している「廃止・休止・再開届に係る提出書類一覧」をご確認ください。